

# 社会福祉法人 細江会 役員会議等費用弁償規程

## (目的)

第6条 この規程は、社会福祉法人細江会の会議等開催にあたり出席する役員に対する費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

## (適用会議等の範囲)

第7条 適用対象となる会議等は理事会、監事監査会、評議員選任・解任委員会、評議員会、行政の指導監査立ち会い、その他理事長が必要と認めた会議とする

## (支給額)

第8条 会議手当 1回につき 4,000円

## (支給の時期)

第9条 支給日は毎年4月1日から翌年3月31日までの開催会議等について、その出席回数を各人ごとに集計し、毎年5月中に一括支給する。

## (適用除外)

第10条 支給対象者で、職員の身分を併せ持つ者については、通常勤務時間内に開催される会議等は支給対象としない。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。  
この規定は、平成29年2月4日に一部改定し即日施行する。